

## 令和7年度 四日市市介護予防・日常生活支援総合事業 住民主体サービス実施団体 募集要項

### ■募集の目的

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援する「地域包括ケアシステム」の理念に則り、地域において支援が必要な高齢者に対する生活支援や見守り体制の充実を図るとともに、介護予防や生きがいづくりに資する取り組みを推進するため、介護予防・日常生活支援総合事業における住民主体サービスを効果的に実施できる団体を募集します。

### ■募集事業の内容

(1) 募集する事業は「四日市市介護予防・日常生活支援総合事業における住民主体サービスの実施に関する要綱」(以下「要綱」という。)に基づく住民主体サービスです。具体的なサービスの内容は、以下のとおりです。

#### ア 住民主体訪問型サービス

利用者の居宅を訪問して行う掃除、洗濯、調理、買い物代行、外出付き添いなどの生活援助及び見守りを行うサービス

#### イ 住民主体通所型サービス

利用者が定期的に通所して、体操、趣味活動、交流などの介護予防及び生きがいづくりに資する取り組みができる通いの場を運営するサービス

(2) ただし、次のいずれかに該当する活動は、住民主体サービスとはみなしません。

#### ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とする活動

#### イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

ウ 特定の公職(公職選挙法第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを主たる目的とする活動

### ■応募の資格

(1) 応募の対象となるのは、ボランティア団体、NPO、地縁団体等の住民による自主的活動を行う団体で、以下のア、イ+6に掲げる条件をすべて満たす団体とします。

ア 要綱に規定する基準を満たすとともに、要綱に規定する目的に沿って適正に住民主体サービスを実施できると認められる団体であること

イ 暴力団、暴力団員又はその関係者が運営に実質的に関与している団体でないこと

(2) (1)の要件を満たさない応募者については、応募書類の提出があった場合でも審査の対象とはしません。

## ■補助の概要

登録を受けた団体が、その登録を受けたサービスを実施したときは、要綱に基づいて補助を行います。概要は以下のとおりです。(令和7年度版※現時点において、令和8年度以降の補助事業の内容、金額は未定です。)

### (1) 補助対象経費

補助の対象となる経費は、住民主体サービスの運営経費、開設時初期経費及び修繕等経費で、別表第1に定めるとおり。

### (2) 補助金額

補助金の額は、別表第2に定めるとおり。

## ■登録申請手続

### (1) 申請受付期間

令和8年2月2日(月)～2月20日(金) ※高齢福祉課必着

募集要項・登録申請書等は四日市市 高齢福祉課(市役所3階)にあります。市のホームページからもダウンロードできます。

### (2) 指定申請に係る経費の負担

指定申請に係る経費は、すべて申請者の負担とします。また、提出された書類等は返還しません。

### (3) 指定申請に必要な書類

ア 四日市市住民主体サービス実施団体登録申請書(第1号様式)

イ 四日市市住民主体サービス事業計画書(第2号様式)

ウ 事業収支予算書

エ 団体の定款又は会則

オ 通所型サービスの場合は事業所図面(事業所の面積、間取りなどを確認します)

カ 活動拠点の位置図

キ その他関係書類

\*訪問型と通所型の両方を実施する場合はそれぞれに登録申請が必要です

## ■審査の方法について

### (1) ヒアリング及び審査会の実施

申請書類の内容を審査するとともに申請者に対するヒアリングを行ったうえで、審査会において登録の可否を判断します。

### (2) 選定の基準

次のような観点で内容の審査を行います。

- ア 要綱に規定する人員、設備に関する基準を満たしているか
- イ 要綱の規定に基づき、適正にサービスを提供し、事業を運営できる体制が整っているか
- ウ 提供できるサービスの内容が適切か
- エ サービス提供地域が限られた範囲となっていないか
- オ 地区内での需要度・有益性が高い活動であるか
- カ 地区内での周知や地域の各種団体との連携が図られているか など

### (3) 審査結果の通知

登録の可否を決定後、申請者へ審査結果を通知します。

## ■情報の公開

提出された申請書類は、情報公開の対象としますのでご承知ください。

## ■お問い合わせ先

〒510-8601

四日市市諏訪町1番5号

四日市市 高齢福祉課(四日市市役所3階)

電話(059)354-8170

e-mail: [koureifukushi@city.yokkaichi.mie.jp](mailto:koureifukushi@city.yokkaichi.mie.jp)

別表第1(第28条関係)

補助対象経費

1 経費の種別	2 対象経費
運営経費	<p>住民主体サービスの運営にあたって必要となる以下の経費</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 人件費(報酬、賃金等。ただし、サービスの利用調整、利用者情報の管理等の運営管理を行う人員に係る人件費に限る)</li><li>2 報償費(講師謝礼等)</li><li>3 消耗品費</li><li>4 印刷製本費</li><li>5 光熱水費</li><li>6 修繕料</li><li>7 通信運搬費</li><li>8 保険料(損害保険料等)</li><li>9 使用料及び賃借料(家賃、会場使用料等)</li><li>10 備品購入費</li><li>11 その他市長が必要と認めた経費</li></ol>
開設時初期経費	<p>住民主体サービスの開設にあたって必要となる以下の経費(ただし、当該住民主体サービスを開設した年度に要した経費に限る。)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 消耗品費</li><li>2 印刷製本費</li><li>3 備品購入費</li></ol>
修繕等経費	<p>使用が困難となった備品の買い替え若しくは修繕又は使用が困難となった施設(設備)の修繕に係る以下の経費</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 備品購入費</li><li>2 修繕料</li></ol>

別表第2(第29条関係)

補助金種別及び補助金額

1 補助金種別	2 補助金額										
運営費補助金(訪問型サービスB)	各月毎に、以下の1から4により算定した金額の合計額とする。										
1 基本額	<p>第3条第1項に規定する対象者(以下この表において「対象者」という。)の実利用人数が5人以上(災害その他特別な理由があると市長が認めた場合は2人以上)の月について、対象者の1週あたりの平均のべ利用人数(対象者が法第7条第3項に規定する要介護者に該当する場合は、利用人数に2を乗じた数で算定する)に応じて以下の額を算定する。</p> <table> <tbody> <tr> <td>10人以下</td><td>38,500円</td></tr> <tr> <td>11人～15人</td><td>51,500円</td></tr> <tr> <td>16人～20人</td><td>65,000円</td></tr> <tr> <td>21人以上</td><td>78,500円</td></tr> <tr> <td>26人以上</td><td>91,000円</td></tr> </tbody> </table>	10人以下	38,500円	11人～15人	51,500円	16人～20人	65,000円	21人以上	78,500円	26人以上	91,000円
10人以下	38,500円										
11人～15人	51,500円										
16人～20人	65,000円										
21人以上	78,500円										
26人以上	91,000円										
2 事業所賃借料・使用料加算	<p>事業の運営に必要な専用の区画を賃借している場合に、その実額を加算する。ただし、上限額を30,000円とする。</p>										
3 自動車維持費加算	<p>サービスの提供にあたって、自動車を使用する場合に、以下の各号に掲げる要件に応じて、当該各号に掲げる額を加算する。ただし、使用する自動車について、あらかじめ市へ届け出ている場合に限る。</p> <p>(1) リース契約等により使用する自動車の場合</p> <p>リース料等、自動車保険料及び車両維持のため市長が必要と認めた経費の実額を加算する。ただし、上限額を50,000円とする。</p> <p>(2) 前号の規定に該当しない自動車の場合</p> <p>対象者の1週あたりの平均のべ利用人数に応じて、以下の額を加算する。</p> <table> <tbody> <tr> <td>10人以下</td><td>10,000円</td></tr> <tr> <td>11人～15人</td><td>15,000円</td></tr> <tr> <td>16人以上</td><td>20,000円</td></tr> </tbody> </table>	10人以下	10,000円	11人～15人	15,000円	16人以上	20,000円				
10人以下	10,000円										
11人～15人	15,000円										
16人以上	20,000円										
4 駐車場賃借料・使用料加算	<p>団体で利用する車の駐車場を賃借している場合、自動車維持費加算の加算台数分、その実額を加算する。ただし、上限額を6,000円とする。</p>										

運営費補助金(通所型サービスB)

各月毎に、以下の1から6により算定した金額の合計額とする。

1 基本額

対象者の実利用人数が5人以上(災害その他特別な理由があると市長が認めた場合は2人以上)の月について、1回あたりの平均開所時間に応じて、各表の(ア)欄及び(イ)欄のいずれの条件も満たす区分のうち、より高額な区分の額を算定する。

ア 1回あたりの平均開所時間が4時間未満の場合

(ア)1週あたり平均開所日数	(イ)対象者の1週あたりの平均のべ利用人数	(ウ)金額
1日以上	条件なし	30,500円
2日以上	6人以上	54,000円
3日以上	9人以上	77,500円
4日以上	12人以上	102,000円
5日以上	15人以上	125,500円

イ 1回あたりの平均開所時間が4時間以上の場合

(ア)1週あたり平均開所日数	(イ)対象者の1週あたりの平均のべ利用人数	(ウ)金額
1日以上	条件なし	42,500円
2日以上	6人以上	78,000円
3日以上	9人以上	113,500円
4日以上	12人以上	149,000円
5日以上	15人以上	184,500円

2 需用費加算

のべ利用人数1人あたり100円を加算する。

3 事業所賃借料・使用料加算

事業の運営及びサービスの提供に必要な区画を賃借している場合に、その実額を加算する。ただし、その上限額は、区画の面積が60m<sup>2</sup>以上かつ1日あたりの平均利用人数がおおむね20人以上見込まれると市長が認めた場合は100,000円、その他の場合は50,000円とする。

4 自動車維持費加算

サービスの提供にあたって、利用者の送迎のために自動車を使用する場合に、以下の各号に掲げる要件に応じて、当該各号に掲げる額を加算する。ただし、使用する自動車について、あらかじめ市へ届け出ている場合に限る。

	<p>(1) リース契約等により使用する自動車の場合 リース料等、自動車保険料及び車両維持のため市長が必要と認めた経費の実額を加算する。ただし、上限額を 50,000円とする。</p> <p>(2) 前号の規定に該当しない自動車の場合 1週あたりの平均開所日数に応じて、以下の額を加算する。</p> <table> <tbody> <tr> <td>週 1 回</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>週 2 回</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>週 3 回</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>週 4 回</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>週 5 回</td> <td>30,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 AEDリース経費加算 事業所において、リース契約により使用するAEDを設置する場合に、その実額を加算する。ただし、上限額を6,000円とする。</p> <p>6 駐車場賃借料・使用料加算 団体で利用する車の駐車場を賃借している場合、自動車維持費加算の加算台数分、その実額を加算する。ただし、上限額を6,000円とする。</p>	週 1 回	10,000円	週 2 回	15,000円	週 3 回	20,000円	週 4 回	25,000円	週 5 回	30,000円
週 1 回	10,000円										
週 2 回	15,000円										
週 3 回	20,000円										
週 4 回	25,000円										
週 5 回	30,000円										
開設時初期経費補助金	対象経費の実支出額とする。ただし、上限額を200,000円とし、開設時1回限りの交付とする。										
修繕費等補助金	対象経費の3／4以内の額とする。ただし、上限額を100,000円とし、各年度1回限りの交付とする。										